

いじめ防止基本方針

鹿児島市立東桜島小学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、いじめ防止推進対策法の施行を受けて、いじめ防止対策推進法第13条(以下「法」と言う。)の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、「鹿児島市立東桜島小学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

2 いじめの防止等のための対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策に学校全体で取り組んでいく。

〈いじめの防止等に関する基本理念〉(法第3条より)

- | |
|--|
| <p>① いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。</p> <p>② いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。</p> <p>③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。</p> |
|--|

3 基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策基本法 第2条)
--

ア いじめの認知

特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等のための対策組織」を活用して行う。〈4-(1)(2)参照〉

イ いじめの判断

(ア) 表面的・形式的に行わない。

(イ) いじめを受けた児童の立場に立つて行う。

(ウ) 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。

・ いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

・ いじめを受けた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認する。

(エ) 外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童の感じる被害性に着目して見極める。

- (ウ) インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいる場合など、行為の対象となる児童が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害児童に対する指導は適切な対応を行う。
- (キ) 好意から行った行為が心身の苦痛を感じさせてしまった場合などで、いじめにあたと判断した場合は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。

＜具体的ないじめの態様＞（例）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる。
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる。
 - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない。
 - ・ わざと会話をしない。
 - ・ 席を離す、避けるように通る。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる。
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
- 金品をたかられる。
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される。
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ くつを隠される。
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる。
 - ・ 人前で衣服を脱がされる。
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる。
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする。
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる。
 - ・ SNSのグループからわざと外される。

(2) いじめの防止（未然防止）

お互いのよさを認め合い、集団の一員として協力しあえる人間関係を育む為の教育活動の充実や児童生徒一人一人に自他の生命等を尊重する心情や態度を育むための指導の徹底を図る必要がある。

そこで、自尊感情や自己有用感を味わえるような学級づくり・学校づくりに努める。

また、コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決する自己解決能力を育てる。さらに、いじめ問題への児童の主体的な取組の充実を図る。

ア 授業の充実

児童等一人一人が達成感や充実感をもてる、分かる授業の実践に努める。

児童が「いのちを大切にし、お互いの人格を尊重すること」を目標として、主に「道徳」や「総合的な学習の時間」等を活用して、年間の指導計画に位置付け、学校全体で取り組む。

イ 啓発週間，強調月間の活動充実

いじめについて児童自らが深く考える機会とすることを目的として，例年5月25日～6月25日のニコニコ月間「いじめ防止啓発強調月間」期間中の自主的な取組について，児童会による活動を促し支援する。

いのちの尊さやいじめの理解を促すため，学級等で，「いのち・人権」に関する標語やポスターづくりを行ったり，人権擁護委員による人権教室や校内人権集会を行ったりすることで心の教育の充実を図る。

ウ 集団づくり，学級経営の充実

児童の自己有用感を高めるための集団づくりを行うと共に温かい人間関係を築くための授業改善を進める。また，小規模校のよさを生かし，縦割りでの活動を推進する。

エ 保護者・地域との連携

いじめ問題に関する啓発と対応への連携のため，いじめの防止等に関する学校の取組状況などについて，学校だより等を通じて保護者や地域の方々へ広報する。

オ 教職員の資質向上

いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため，研修会等に積極的に参加するとともに，校内研修（講師派遣による生徒指導研修等）を行う。なお，実施にあたっては，本校における児童の現状に対応した内容を企画し，提案することを基本とする。

(3) いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも，どの児童にも起こりうるもの」との認識のもと，地域や家庭と連携しながら全教職員が児童の日常的な観察を丁寧に行い，いじめの兆候やサインを見逃さないようにする必要がある。

そこで，日頃から，児童や保護者が相談しやすい体制を確立するとともに，いじめ問題に関する実態把握のためのアンケート調査や，全学年での教育相談などを定期的実施する。

ア いじめの相談は全教員により対応するものとするが，相談体制としては，特に次に掲げるものを基本とする。具体的には，毎年度校長が学校の状況を踏まえて決定し，児童，保護者等に周知を図る。

- 児童からの相談=担任，生徒指導主任，養護教諭
- 保護者や地域住民からの相談=教頭，生徒指導主任，担任

イ いじめ実態把握調査の他，全児童対象のアンケート調査（学校楽しいーと・いじめアンケート）を毎月実施する。

ウ いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため，アンケート調査結果をもとに児童と随時面談を行う。また，夏季休業（全員）期間中に保護者との面談を実施する。6・10・2月に，希望保護者との面談を実施する。

エ いじめの状況を把握した場合の情報の集約化，いじめの発見・把握のための注意事項など，いじめの把握・管理に係る校内体制の整備を行う。

具体的には，教育課程「学校におけるいじめ発見及び教師自ら見直すチェックポイント」や県教委「いじめ対策必携」の内容を全職員が把握・活用する。

(4) いじめへの対処

いじめへの対処については，慎重に迅速かつ適切に組織で対応していく必要がある。そこで，以下のように対処していく。

ア 児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けた児童が在籍する学級へ報告，その他教頭を通じて校長へ報告し，いじめ対策委員会による情報共有のもと，生徒指導連絡会や心の教育推進委員会等を開き，迅速かつ適切な対応を行う。

- イ いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ウ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を受ける等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を行う。
- エ いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、双方の保護者にも十分説明の上、適切な連携を図る。
- オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携してこれに対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- カ ネットいじめへの対応
- 道徳や総合的な学習の時間、学級活動等でインターネットやSNSを利用する際のルールや情報モラルについて指導する。
 - ネットパトロールの結果に注意を払う。
 - 名誉棄損やプライバシーの侵害があった場合は、プロバイダに削除を求める。
 - 情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑な場合は、警察署に援助を求める。
 - フィルタリング等、保護者への啓発活動を行う。
 - 職員の研修を行い、職員の知識や指導技術の向上を図る。

【いじめ発見から対処までの流れ】（第22条に基づく「組織」を核とした対応）

1 いじめの発見・通報

(1) 「いじめ対策委員会」による指導方針と役割分担の決定

いじめを受けた児童生徒への支援、いじめを行った児童生徒への指導、周囲の児童生徒へのケア等について、教職員の役割分担を明確にし、必要に応じて市教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。

2 事実関係の確認

- (1) いじめを受けた児童から、担任または生徒指導主任等が、直接いじめの有無及び詳細について聞く。
- (2) まわりの児童から情報を得る。
- (3) いじめを行った児童から、事実についての事情を聴取する。
- (4) 聴取したことから、事情の照合を行い、事実を確定する。
- (5) 聴取の際には、虚偽や憶測により事実が曲げられてしまうことの無いようにその都度、事実を明確にするよう心がけるとともに双方の人権に配慮する。
- (6) 事実については、被害児童・保護者に伝える。

3 いじめを受けた児童・いじめを行った児童・通報した児童への指導

(1) 被害者児童への対応

ア 被害者児童の不安をできる限り除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。

イ 被害児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者などの外部専門の協力を得ながら支援する

ウ 被害者児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害者児童を別室において指導し、被害者児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。

エ 被害者児童が、加害者児童との関係改善を望む場合には、学校教職員や保護者等が同席の下、謝罪・和解の会を開くなどして、関係改善を図る。

オ いじめが解決したと思われる場合でも，継続して見守り，十分な注意を払いながら折りに触れ状況を保護者等に伝えるとともに，必要な支援を行う。

(2) 加害者児童への対処

ア いじめたとされる児童から，複数の教職員で事実関係を聞き取り，いじめがあったことが確認された場合，教職員が連携し，必要に応じて心理や福祉等の専門家，教員など外部専門家の協力を得て，組織的にいじめをやめさせ，再発防止の措置を講ずる。

イ 迅速に関係保護者に連絡し，事実に対する保護者の理解や納得を得た上，学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求め継続的な助言を行う。

ウ 加害者児童が，いじめは人格を傷つけ，生命，身体を脅かす行為であることを十分理解し，自らの行為の責任を自覚するよう指導する。

エ 児童の個人情報取り扱い等，プライバシーには十分に配慮し，心理的な孤立感や疎外感を与えないよう教育的配慮を行う。

(3) いじめを通報した児童への対応

ア 通報した児童のプライバシーが完全に守られるよう，十分に配慮する。

イ 勇気をもって教職員にいじめを通報した児童を十分称賛するとともに，守り通すことをはっきりと伝え，いじめを通報した児童の安全確保するための取組を徹底する。

4 保護者への助言

(1) いじめを受けた児童の保護者に対しては，家庭訪問し，丁寧に状況を説明するとともに，学校としての取組方針を伝え，誠実に対応する。

(2) いじめを行った児童の保護者に対しては，家庭訪問し，丁寧に状況を説明するとともに，学校としての取組方針を伝え，誠実に対応する。

(3) 双方の保護者とともに連絡を密にし，謝罪の場を設けるなど，誠意を尽くした対応を続けるとともに，保護者の心のケアを図るため，必要に応じて，スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用する。

(4) 確認した事実を保護者に伝え，今後の指導についても話し合う。

5 いじめが起きた集団への対応

(1) はやし立てるなど，同調していた児童には，それらの行為がいじめに加担することであることを理解させる。

(2) 見ていた児童に対しては，自分の問題として捉えさせるとともに，誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

6 地域や家庭，関係機関等への対応

(1) 学校評議員，PTA等地域の関係団体等と，いじめの問題について協議する場を設けたりするなど，いじめの問題に対して地域や家庭と連携した対策を日頃から推進する。また，いじめを発見した場合は，必要に応じて協力を依頼する。

(2) いじめ問題における指導で，十分な効果を上げることが困難な場合などには，児童相談所や警察などの関係機関との適切な連携を図る。

なお，いじめが一旦解決したと思われる場合でも，いじめが教職員の見えないところで続いたり，解決はしたが，児童の心のケアが必要なケースもあると考えられたりすることから，随時生徒指導連絡会や学年連絡会，教育相談等を設け，注意して継続的に見守り，必要な対応・指導を行うようにする。さらには，進級などによる引き継ぎや中学校との連携も適切に行っていく。

いじめ問題等への基本的な対応の流れ

いじめ情報の入手

4・9・3月 「学校楽しいーと」実施・集計・教育相談
5～2月 いきいき週間にいじめアンケート配付・回収・教育相談

- ※ 状況観察等を通して慎重に情報を収集し、事実を確定する。
《アンケート・日記・連絡帳・子どもとの会話等、日常生活の観察》
《他の教師からの情報、保護者・養護教諭の連携》

- | | | |
|--------------|--------------------------|----------------------|
| 1 加害者と被害者の確認 | <input type="checkbox"/> | 誰が、誰をいじめているのか。 |
| 2 時間と場所の確認 | <input type="checkbox"/> | いつ・どこで起こったのか。 |
| 3 態様 | <input type="checkbox"/> | どんないじめか。(具体的ないじめの態様) |
| 4 背景・要因 | <input type="checkbox"/> | きっかけは何か。 |
| 5 期間 | <input type="checkbox"/> | いつごろから、どの程度続いているのか。 |

いじめ防止対策委員会の開催

- ※ 校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教諭、養護教諭、関係職員
《SC、学校医、学校評議員、PTA会長、児童代表、地域住民》
- ※ 対応方針の決定・役割分担

- | | | |
|---------------------------------|--------------------------|---------------------------------|
| 1 いじめの事実と緊急度の確認 | <input type="checkbox"/> | 情報の内容と方法の検証
(時期・対象・内容・方法・処理) |
| ※ 人権への配慮 | <input type="checkbox"/> | 命に係わる危険性⇒市教委第1報 |
| 2 具体的な指導・支援方針の確認 | <input type="checkbox"/> | 被害者児童へ |
| ※ 被害児童を守り抜く | <input type="checkbox"/> | 加害者児童へ |
| ※ 組織で慎重・迅速に対応 | <input type="checkbox"/> | 関係保護者へ |
| ※ 教育的配慮の継続 | <input type="checkbox"/> | 集団へ |
| | <input type="checkbox"/> | 地域・家庭・関係機関へ |
| 3 役割分担 | | |
| <input type="checkbox"/> 担任・教頭 | : | 被害児童への事情聴取と支援
加害児童への事情聴取と指導 |
| <input type="checkbox"/> 教頭 | : | 保護者・関係機関への対応
教育委員会との連携 |
| <input type="checkbox"/> 教務・生指主 | : | 集団及び周囲の児童への指導 |
| 4 市教委への報告・連絡・相談 | | |

正確な実態把握・具体的な支援・指導・保護者等との連携

- ※ 児童への事情聴取は、「被害者⇒周囲に居る者⇒加害者」の順に、人権に配慮しながら、個別に行う。
- ※ 情報の食い違いがないか、複数の教員で確認しながら行う。
- ※ 聴取後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師（教頭同行）が、保護者に直接説明する。（客観的事実、具体的な対策、連携方法、協力依頼）

■ 被害児童への対応

- 1 必ず守り通すこと、秘密は必ず守ることを明確に伝え、安心感を与えること。
- 2 本人の辛さや悔しさ等を共感的・受容的に受け止め、本人の意思を確認しながら支持的・協同的な態度で接すること。
- 3 決して、一人で悩まず、誰かに相談することの大切さを伝えること。
- 4 自己肯定感を回復できるよう、集団作りや活躍の場づくりに配慮すること。
- 5 安易に解決したとせず、その後の行動や心情を細かに継続して見守ること。

□ 加害児童への対応

- 1 「いじめる行為は命にかかわる重大なことであり、決して許されない」という毅然とした態度で臨むこと。
- 2 被害者の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめは人間として許されない行為であることを分からせること。※被害者にも非があると認めてはならない。
- 3 心理的な孤立感や疎外感を与えないような教育的配慮の下、学校生活に目的を持たせるなど、粘り強い指導を行うこと。
- 4 場合によっては、警察等の協力や出席停止措置を講ずること。
- 5 解決したと見られる場合でも継続して観察し、折にふれ必要な指導を行うこと。

■ 被害者保護者への対応

- 1 発見した即日、家庭訪問等で保護者に面談し、丁寧に事実関係を説明すること。
- 2 学校が把握している実態や経緯などを隠さずに伝えること。
- 3 学校としての取組方針を伝え、家庭での様子についても語り合うこと。
- 4 保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めること。
- 5 学校として子どもを守り通すことを伝えること。
- 6 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対しても弾力的に対応すること。

□ 加害者保護者への対応

- 1 事実を正確に伝え、被害者やその保護者の気持ちに共感してもらうこと。
- 2 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼すること。
- 3 担任等が仲介役となり、被害者の保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請すること。
- 4 子どものよりよい成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続すること。

◆ 傍観者等への対応

- 1 被害者の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで絶対に許されないことであることを指導すること。
- 2 はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させること。
- 3 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導すること。
- 4 いじめを訴えることは、チクリではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導すること。

指導体制の検討・今後の対応

■ いじめ対応チームによる対応

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1 学校生活での意図的な観察及び助言 | 【担任、生徒指導主任、養護教諭】 |
| 2 学級担任へのサポート | 【生徒指導主任、管理職】 |
| 3 保護者との連携 | 【学級担任、管理職】 |
| 4 関係機関との連携 | 【管理職】 |

(5) 教職員の資質向上

いじめ問題への解決には、一人一人の教職員の力量に期するところが極めて大きい
ため、いじめの定義やいじめの態様、いじめの認知方法について、いじめ問題の認知
に関する教職員の共通理解を図る必要がある。

そこで、校内研修会をはじめ、専門家を招聘した道徳教育研修会、ネットいじめ対
策研修会、県総合教育センター等におけるいじめ問題に関する研修会を積極的に活用
する。

(6) 家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには学校内外における取り組みが必要であり、いじめの
問題に関する共通理解のもと、家庭や地域との緊密な連携が不可欠である。

そこで、いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、児童の生命を大切
にする心、他者を思いやり協力する態度を育むうえからも、学校運営委員会やスクー
ルゾーン委員会などでの情報交換、学級PTAなどでの啓発活動を進めていく。

ア PTAとの共催により、いじめの理解・啓発に関する取組や研修会を実施する。

具体的には、毎年度、PTAとの協議により、インターネットやメール等を利用し
たいじめの防止に関するものなどの実施内容を定め、計画的に実施する。

イ 学校基本方針や基本方針に基づく実施状況等を、学校だよりや学校ホームペー
ジ等により、保護者や地域の方々へ周知する。

(7) 関係機関との連携

学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関
係機関（警察，児童相談所，医療機関，法務局）との適切な連携が必要である。

そこで、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知する。

【連絡機関と連絡先】

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ○ 鹿児島中央警察署 | (099-222-0110) |
| ○ 鹿児島地方法務局 | (099-250-0680) |
| ○ 中央児童相談所 | (099-264-3003) |
| ○ 鹿児島教育ホットライン24 | (0120-783-574) ※24時間 |
| ○ 鹿児島いのちの電話 | (099-250-7000) ※24時間 |

4 いじめ防止等のための対策の組織

(1) いじめ防止対策委員会（いじめ防止等のための対策の組織）

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「東桜島小学校いじめ防止等対策委員会」を設置する。

【いじめ防止対策委員会】

- ア 目的：学校におけるいじめ防止に関する措置を行う。
- イ 構成委員 校長，教頭，教務主任，生徒指導担当教諭，養護教諭，関係職員
※ 必要に応じて，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者
S C，S S W，学校医，学校評議員等，
P T A役員，児童代表，地域住民
- ウ 開催時期
(ア) 定例会（4月，2月）
(イ) 臨時会（必要に応じて，メンバーを招集して実施）
- エ 内容
(ア) 取組の進捗状況の確認，定期的検証
(イ) 教職員の共通理解と意識啓発
(ウ) 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発，意見聴取
(エ) 個別面談や相談の受け入れ，およびその集約
(オ) いじめやいじめが疑われる行為の集約
(カ) 発見されたいじめの事案への対応
(キ) 構成員の決定
(ク) 重大事態への対応
- オ 主な役割分担
- 【いじめ防止対策の企画・運営】
- ・ 学校運営におけるいじめ防止目標の設定，検証・・・校長
 - ・ いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・いじめ防止対策委員会
 - ・ いじめ防止指導研修会の企画・運営・・・いじめ防止対策委員会
 - ・ いじめ問題に関する資料の管理・・・生徒指導主任
 - ・ 道徳教育との連携・・・道徳主任
 - ・ 学校いじめ防止基本方針等の見直し・・・いじめ防止対策委員会
- 【教育相談】
- ・ 相談窓口・相談の管理・運営・・・教育相談担当教諭
- 【保護者・地域との連携】
- ・ 運営委員との連携・・・教務主任
 - ・ P T A校外委員会との連携・・・P T A担当教諭
 - ・ 学校評議委会他，地域との連携・・・教頭
- 【関係機関との連携】
- ・ 警察との連携・・・安全指導担当教諭
 - ・ 児童相談所等の各機関との連携・・・教頭

(2) 子どもいじめ対策委員会

- ア 目的
いじめ問題について考え，いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め，いじめ防止等の取組を推進する。
- イ 構成委員：総務委員，代表児童
- ウ 開催時期：児童代表委員会と合わせて実施（学期1回）
- エ 内容
- いじめ撲滅に向けた話し合い
 - 話し合いの結果を代表委員会として学校に提案，提案した取組を推進

(3) 学年連絡会（毎週金），生徒指導連絡会（月1），心の教育推進委員会（学期1）

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 相当の期間〔年間30日間を目安〕学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合



学校は市教委に報告

(2) 重大事態発生に係る調査を行うための組織の設置

ア 重大事態が発生した場合には、直ちに、市教育委員会に報告する。

※ 学校の「いじめ対策委員会」は、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

【学校】

- 事態の状況確認、情報収集、情報管理
- 児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
- P T A・警察との連携 など

【委員会】

- 情報確認、情報収集、情報整理などに係る必要な指導
- 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援
- 県教育委員会や警察などとの連携に係る支援など

※ 重大事態が発生した場合、学校が主体となって調査を行う場合と学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合についての判断は市教育委員会が行う。

イ いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

校長は、いじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、「東桜島小学校いじめ防止対策委員会」を母体にし、学校評議員、P T A役員、学校医などの学校以外の役員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「東桜島小学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。

<学校が主体となって調査を行う場合>

〔対象事案〕

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

〔調査組織〕

学校長は「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、公平性・中立性の確保に努め、学校評議員・P T A役員・学校医などの学校以外の委員を加えた構成により、調査組織である「いじめ対策委員会・調査委員会」を設置する。

その際、市教育委員会より必要な指導・人的措置も含めた適切な支援を受ける。

<学校の設置者が主体となって調査を行う場合>

〔対象事案〕

- 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案
- ※ 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。
- ※ 「いじめ調査委員会」は、市教育委員会・学校と連携し、中立的な立場で調査を行う。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- | | | | |
|----------------------------|------|------|---------------|
| ○いつ（いつ頃から） | ○どこで | ○だれが | ○何を、どのように（態様） |
| ○なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など） | | | |

(ア) いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

聞き取り調査を中心に実施するなど、調査について十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。

- いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
- 情報提供してくれた児童の安全確保
- 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視実施など

(イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合（入院、死亡など）

当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

- 調査方法については、市教育委員会が調査主体となる場合は、「鹿児島市児童生徒に関する事故等調査委員会 事故対応フロー図」に基づき、調査委員会と市教育委員会・学校が連携して調査する。
- 児童の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方は、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」を参考にする。

(4) 調査に際しての留意事項

ア 心のケア

いじめられた児童生徒及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童生徒や保護者に心的負担を与えることも考えられる。そこで、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーの派遣を受ける。

< 調査に当たっての説明等 >

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ いじめられた児童生徒及びその保護者に対して<ul style="list-style-type: none">・ 調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。・ 調査経過についても、適時・適切な方法で報告することが望ましい。○ 調査対象の児童生徒及びその保護者に対して<ul style="list-style-type: none">・ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。○ 報道取材等への対応<ul style="list-style-type: none">・ プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、学校と市教育委員会が十分連携して対応する。
なお、自殺については、連鎖（後追い）の可能性等を踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。 |
|--|

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) 調査結果の提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有する。そこで、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。